緊急事態宣言下における施設の対応について

Ⅰ都3県を対象に**緊急事態宣言**の延長が決定となりました。

市からの指示により**3月21日迄開館時間を9時~20時**に短縮させていただきます。 ご利用予定の団体の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたします。

収束に向けて、今後も皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

- ① 市民の外出を抑制する観点から、施設利用は原則20時までとする。 体育室個人利用と図書の貸し出しは19時45分で終了いたします。
- ② 各室の予約について(令和3年1月12日(火)~3月21日(日) 状況により延長有) 定員は50%以内とする。期間内、新規夜間予約の受付はいたしません。
- ③ 緊急事態宣言中(令和3年1月8日~3月21日)の利用予約について コロナウイルス感染症を理由としての各室予約取消の場合、キャンセル料は徴 収いたしません。
- ④ 期間内、夜間予約済みの団体(18時~21時)の利用枠を20時までの利用 短縮に同意いただいた場合は利用できない時間(1時間分)の利用料金の減 免をいたします。
- ⑤ 感染拡大の防止に向け、施設内での飲食はなるべく自粛していただくよう お願いいたします。

NPO 法人みんなのまちづくりクラブ 横浜市上矢部地区センター